

平成30年度 築港デイサービスセンター（通所介護）事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 位置づけと目的

通所介護事業は、介護保険法第8条に定める居宅サービスを提供する事業の一つであり、同法第8条の11の定義を援用しますと、当施設の提供する通所介護とは、居宅要介護者等について、老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その居宅要介護者等に必要な日常生活上の援助並びに機能訓練を行うことを目的とするものです。

また、平成18年4月から開始された「介護予防通所介護」に関しては、居宅要支援者についてその介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間に亘り、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行います。

2. 基本方針

- ①通所介護事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
即ち、不安のない生活を送りたいという高齢者の願いに応える様に努めます。
- ②事業に当たっては、利用者の所在する大阪市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携に努めるものとします。
- ③当施設は、厚労省令第37号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、それに基づいた運営規程に従った運営を行います。
- ④要介護高齢者のほぼ半数は認知症が認められる者であることから、傾聴や受容を基本に援助していきます。
- ⑤要支援者に対しては、要介護者と同一のサービスメニューではなく、介護予防やリハビリテーションを重視した別途のサービス提供を行います。ICF（国際生活機能分類）の考え方を踏まえ、アセスメントに用いて日常生活の様々な活動の自立度の向上を重視した個別のプログラムの作成と自立に向けて取り組みます。
- ⑥平成29年4月から始まっている総合相談事業の理念に基づき、要介護状態へ陥ることを予防するために、その方の状態に応じたサービス提供が行えるように、多様なサービスの充実を図って行きます。
- ⑦平成30年度は大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の初年度に当たります。高齢者施策推進の基本方針は、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営み、長寿化した人生を健康で生き生きと豊に尊厳を持って暮らすことのできる社会の実現を目指すことから、介護サービス提供施設としての自覚を持ち、組織で支援していきます。

3. 利用対象及び重要事項

①利用対象者：

第1号被保険者（65歳以上の要介護・要支援の認定を受けている人）。

第2号被保険者（40歳から64歳迄の医療保険加入者。初老期認知症、脳血管障害など特定の疾病による老化が原因で、要介護・要支援の認定を受けている人。）

②利用定員：30人（但し、日曜日は20名）

③事業実施地域：大阪市港区、大正区、西区、住之江区

④営業日：月～日曜日。祝日。

⑤サービス提供時間：午前9時30分～午後3時30分。

⑥サービス利用料：

＜介護給付＞

要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた額

平均自己負担額：614円～1,060円（5～7時間利用1日あたり）

（他昼食代600円、入浴時54円）

*サービスの内容：食事、入浴、排泄、生活指導、機能訓練、健康チェック、レクリエーション、送迎、介護相談等

＜介護予防通所介護＞

要支援1 1,766円/月 短時間型通所サービス（3時間未満）1,235円/月

要支援2 3,621円/月

（他昼食代600円）

*サービスの内容：共通的サービス（食事、入浴、排泄、機能訓練、健康チェック等。）グループ活動。

*食事提供に係わる費用は600円。

4. 契約書、重要事項説明書、サービス利用票及び苦情解決システム

利用に際しては、法人と個人の契約が基本となります。サービスに関わる重要事項説明書を利用者及び家族に対して十分に説明し、契約を結びます。

居宅支援事業者が作成した居宅サービス計画、サービス利用票、或いは地域包括支援センターが作成した介護予防サービス計画、介護予防サービス利用票に基づき、利用者又はその家族に対し十分な説明と同意を得る中で、（介護予防）通所介護計画を作成交付しサービスを提供します。

また、利用者からの、サービスその他に関わる苦情に関しては、意見箱の設置や窓口（お客様サービス係）を設けて、監督官庁の下、迅速かつ適切に解決していきます。

5. 介護サービスの内容

①食事サービス

食べることは、大きな楽しみの一つでもありますので、食卓の雰囲気気を配り、四季折々に季節感あふれる食事や、行事に伴う特別な献立を提供します。

また、施設における給食事故を未然に防ぐ為、キザミ食やペースト食等安全な食事提供と安全な食材の確保、安全な調理に努め、職員・利用者が手洗いや消毒など励行し衛生管理に努め、安全、安心な給食体制を実施します。

②入浴サービス

体調に十分な注意を払いながら、快適かつ安全に入浴できるように援助を行うことにより、清潔の維持・心身のリフレッシュを図ります。重度な方は機械浴もご利用頂けます。

- 1)一般浴
- 2)機械浴

③排泄サービス

排泄サービスは個別のペースに合わせて行い、同時に健康状態の把握等も行います。高齢者の尊厳には十分配慮します。

④生活指導／レクリエーション

利用者とその家族への日常生活全般にわたる相談に応じ助言、援助を行います。レクリエーション、リズム体操、歌唱等を通じて心身機能の維持向上に努め、社会参加、社会貢献、生きがいづくり、健康づくり等の活動として取り組んでいきます。

⑤機能訓練（リハビリテーション）

急性期から回復期にかけての医療分野と、維持期での介護分野の関係が相互に連携しあう体制を構築し、地域において一体的に提供される必要が叫ばれています。当事業所では、日常生活の様々な活動の自立を高める為に、生活リハビリを中心に取り組み豊かな生活の復権を目指します。（保険外活動）さらに平成18年からの新・予防介護の概念に基づきダンベル・ゴムチューブを使用した筋力トレーニングを実施します。（安全に配慮して実施します。）

⑥健康チェック

施設来所時、入浴等身体への負担が大きいプログラムの前に、利用者の状況に応じて随時実施します。必要に応じ主治医、医療機関、家族との連絡を行い、疾病等の早期発見早期治療に努めます。

⑦送迎サービス

家庭と施設間の送迎を行い、利用者及び、家族の心身の負担の軽減を図ります。平成26年3月に日本財団の助成を受け導入した新型リフトバスはデイ利用のモチベーションの向上に刺激を与えそうです。

6. 地域との交流を深める

「切れ目のない在宅サービスの提供」を主眼に、将来は在宅における「365日・24時間」のサービス提供ができる「多機能サービス拠点」の核施設としての位置づけを目指しています。その為、施設の設備や機能の情報公開は、高齢者による選択を容易にするため重要となります。当事業所はインターネット上におけるホームページや施設広報誌、行事への参加等により情報提供を行い高齢者のサービス選択の支援に取り組みます。

福祉コミュニティ実現に向けての第一歩として、ネットワーク推進員等との連携による地域ニーズへの対応、インターネットの活用による情報公開、アウトリーチ活動による地域ニーズへの即応、ボランティア、実習学生の受け入れなどによる福祉事業啓蒙活動を積極的に行います。

地域の保育園とも交流を持ち季節の行事ごとに共同行事（joint）を行い、生きがいを持って豊かな精神活動や行事で楽しく過ごせるように取り組んでいきます。

7. 防災対策

①災害発生予防対策

出火防止、災害防止のため、毎月1日を防災の日と定めて防災設備等の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努めます。

②防災教育

消防計画書並びに地震防災応急計画書にしたがった、人命安全防護のための教育を、職員には年2回、利用者には毎月行い周知徹底、防災意識の向上を図ります。

③避難・消火訓練

発災時の被害を最小限にとどめるため、通報連絡・避難誘導・消火の訓練は毎月、消防機関の指導を要請する訓練は年2回行います。

所轄消防署主催の応急処置講習会、自衛消防技術錬成会、自衛消防出初め式、防火講習会などに参加し防災能力の向上に努めます。

8. 職員の資質向上

サービスの質は、職員の人格・知識・技能に比例します。資質の向上は、本来自己啓発が基本ですが、施設内外の研修には利用者のサービスに低下を来さぬよう工夫して、極力多数が参加できるように努力します。

研修等で得た情報は、報告・伝達を確実にを行い職員全員のものになるようにします。施設の方針を明確に理解して、職分に応じた責務を万全に担い、協働できる人材の育成につとめます。

また、介護・福祉関係の資格（介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士等）については積極的に資格取得をすすめていきます。

9. 個人情報保護と情報開示について

平成17年4月に施行された「個人情報保護法」で個人情報保護が義務付けられました。当事業所では「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、個人情報（ケアプラン・サービス提供計画・記録等）の漏洩、滅失き損等の防止のために安全管理措置を講じます。

さらに透明性の確保については本人等からの開示請求手続き体制を確立し、対外的明確化については使用目的は可能な限り特定し、第三者提供する場合は本人の了解を必要とします。職員には雇用契約等に置いて就業期間中はもとより退職後も含め守秘義務を課すなど徹底を図ります。

平成18年の4月から「介護サービス情報の公表」が課せられています。提供するサービス内容やサービスを維持していく仕組み等の情報をインターネット上のホームページや事業所内の掲示、或いは施設広報誌を通じて公表し、利用者が事業所を選択する際に役に立つようにします。

10. 高齢者虐待防止

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在します。誰もが直面し得る人権課題として捉えるとともに、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のよりよいケアの実現を目指すことが求められており、高齢者虐待の防止に全力で取り組んでいきます。

<重点目標>

①職員に対する虐待を防止するための研修の実施。

②利用者及びその家族からの虐待などに関する苦情処理体制の整備

築港デイサービスセンター事業計画

- ③その他虐待防止のために必要な措置
 ④サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

平成30年度年間行事計画

	行 事	特別献立	
			※毎月～誕生会
4月	お花見	お花見弁当	※みなとふれあい福祉のひろば (冬期：実施日未定)
5月	母の日	端午の節句・母の日	
6月	父の日	父の日	※港区デイサービス業者連絡会 (1回/月)
7月	七夕(笹飾り)	七夕・土用の丑	
8月	夏祭り	お盆	※広報紙「築港デイ」の定期発行
9月	敬老祝賀会	敬老会・秋分の日	※バルコニーにて、庭菜園や花壇 作り
10月	室内運動会		
11月	屋台(たこ焼き)		※毎月1回選択メニューの実施
12月	クリスマス会	冬至・クリスマス・餅つき	
1月	書き初め	おせち料理	
2月	節分豆まき	節分・バレンタインデー	
3月	雛人形作り	ひな祭り・春分の日	

平成30年度 職員内部研修会計画

月	研 修 内 容
4月	事業計画について(平成29年の介護報酬の改正について)
5月	応急手当について
6月	食中毒予防について
7月	個人情報保護及びプライバシーの保護について、倫理及び法令遵守について
8月	認知症ケアについて
9月	事故の発生及びその再発防止について
10月	身体拘束等の排除のための取組について
11月	感染症対策について
12月	非常災害時の対応について
1月	高齢者虐待防止について
2月	人権研修
3月	介護予防について

1 1. 数値目標

① 予定率と利用率のアップ

利用予定率は、施設の社会貢献の指標と捉え80%を目指します。実際の利用率は今までの統計から、体調不良やショートステイの利用、中途での利用中止などから予定より10~15%低下するので70%は維持したいと考えています。

(平成30年度予算案介護報酬に反映)

② 営業日数の増加

日曜日営業を実施しており、年末大晦日及び元旦以外の363日営業を実現しましたが、今年度もこれを維持したいと考えています。さらに地域のニーズに添えて行くには定員20名を他の平日と同じ30名にしていきたい処ですが、残念ながら福祉人材の不足で簡単には実現できません。

③ 前述の数字を実現するための最も重要なことは、利用に至る前段階すなわち体験利用者の増加です。体験利用者すべてが利用者へと移行していくわけではないので過去の実績から考えて、年間40名の体験利用者は維持したいと考えています。

④ 施設内のヒヤリハット、或いは介護事故に至った事案もありましたが、今年度は未必の故意による予測を先立て介護事故の防止を図っていきます。(事故0)

⑤ 介護職の増加は重要です。人手不足により、事業維持が困難になる前に安定した人材確保に努め、曜日による人員格差をできるだけ解消したいと考えています。これにより一週間の利用予定人員は平均化し安定した事業所運営が可能になると考えています。現行4から5名⇒6名(24名として4:1見当)